

税理士  
法人

# AIF事務所便り

2023.8.1/373号



## contents

◆税務調査の季節到来①～③

◆中小企業の退職金と老後の資金

## 税務調査の季節到来①

税務調査官の仕事は多岐にわたります。不正事案の発見は営業職でいうところの成約になるため、いかに多くの調査をするかが税務調査官にとっての肝になるのです。特に7月10日は税務調査官の人事異動の日であるため、「転勤したばかりだから早く結果を出したい」と気合いの入った税務調査官が多くなりがちです。実際、税務調査官のまとめ役にあたる統括国税調査官は、7月から12月にかけて集中的に調査の指示を出しています。したがって、税務調査が入りやすい時期は7月～12月であるといえるのです。

### 税務調査が行われるピーク時期は8月中旬～11月中旬

先ほどから7月～12月にかけて税務調査が多いと述べましたが、さらに詳しく言うと8月中旬～11月中旬にかけて税務調査のピーク時期になります。

前述した通り、7月10日から人事異動で新しい税務調査官が加わり、税務調査先の選定作業が開始するのですが、「税理士の都合」「選定作業の工数」などを考慮すると実質的には8月中旬から調査が本格化します。

そして税務調査官は、遅くとも年末までに「補完調査の実施」「決議書の提出」などを実施して署長や副署長に報告する必要があるため、必然的に8月中旬～11月中旬にかけて税務調査先が決まることが多くなるのです。

### 入られやすい個人・法人の特徴

#### <個人事業者の場合>

- ・ 開業から3年が経過している
- ・ 売上が多く、事業の規模が法人並みに大きい
- ・ 顧問税理士をつけていない
- ・ 事業所得以外にも複数の所得がある
- ・ 所得金額が著しく少ない（生活費が出ない）

#### <法人の場合>

- ・ 過去に追徴課税があった法人
- ・ 同業他社と比較して利益率などが異常に高い法人
- ・ 売上や所得に大きな波がある法人
- ・ 特別利益、特別損失が多額の法人



### 調査が多い業種

- ・ 風俗業
- ・ 飲食業
- ・ 美容業
- ・ 賃貸業
- ・ 不動産売買業
- ・ 電気、通信工事業
- ・ 現金商売（雑貨、アパレル、道の駅）

## 税務調査の季節到来②

### 税務調査当日までに最低準備すること

- ・ 過去3年分の決算書、申告書
- ・ 過去3年分の総勘定元帳
- ・ 過去3年分の預金通帳、請求書、領収書、給与台帳等の原資証憑

### 税務調査でよくみられるポイント

#### 【売上】・請求書等の確認、現金売上のレジ等と入金確認

売上の計上漏れが無いかは調査の大きなポイントです。期末の締め後の売上が計上されているか、今期にされるべき売上が翌期に繰延べされていないか等、翌期首近辺の売上が徹底的に調査されます。

また、「どのような基準に基づいて売上が計上されているか」ということが調査されますので、自社の売上計上基準を明確に記載したものを用意しておきましょう。(請求書・納品書・受領書・引渡報告書・完了報告書・通知書・営業日報・レジペーパー等)

月別、前年同月と比較して、異常に増減している場合は、その理由や原因がチェックされる他、期末前後の期ズレがないかは必ず調査の対象となります。

#### ◇ポイント

- ① 前期同期と比較し、著しい増減があった場合、その原因をチェック
- ② 現金売上については、売上除外がないか
- ③ 期末前後の「期ズレ」売上がないか

#### ◇対策

- ① 売上高が期末月に少なく、翌期首の月に多い場合は、その原因を調査しておく
- ② 売上計上基準を明確にして、継続して適用しているか確認する
- ③ 売上傳票、レジペーパー等を整理整頓しておく

#### 【仕掛、在庫、未成工事支出金等】・期づれ、計算の正確性

期末近辺で購入した商品等が計上されているかをチェックされます。特に、製造業やサービス業等では、人件費等の間接費の仕掛品計上を忘れがちなので注意しましょう。

在庫に関しては、実地棚卸の原票を保管しておきましょう。不良品、長期滞留品などデッドストックの処理もよく問題になるので、安易な破棄や処分は避けましょう。廃棄する場合は廃棄現場写真や廃棄業者の廃棄証明書を発行してもらってください。

期末近くの仕入が売上原価か在庫になっているかの追跡調査を行い、簿外在庫の有無を調査します。さらに、期末棚卸数値の過去との妥当性、決算月前後の原価率の推移、簿外在庫の有無や遠方倉庫、外注先預け品等の有無をチェックされます。

## 税務調査の季節到来③

### ◇ポイント

- ① 期末棚卸資産の過去との比較により妥当性をチェック
- ② 棚卸資産の過少評価をしていないか
- ③ 地代家賃明細書等から倉庫等の有無の確認、棚卸資産額との妥当性をチェック
- ④ 預け在庫のチェック

### ◇対策

- ① 期末近くの仕入や返品は、必ず売上が在庫に計上する
- ② 月次棚卸をして実地棚卸の精度を上げておく
- ③ 原価率を検証しておく

【役員報酬、従業員給与】・・・定期同額か、架空事件費の有無（社会保険加入状況・組織図の確認）

【会社と社長個人との金銭のやりとり】・・・個人経費のつけ込みはないか、私的飲み会

【印紙】・・・5万円以上の領収書、契約書等の張漏れ

【切手、印紙、商品券等の在庫確認】・・・貯蔵品計上

【交際費】・・・土日、自宅近辺の領収書チェック

【役員社宅】・・・社宅負担金計算のチェック、都内の固定資産の高騰

【消費税計算】・・・カード手数料、重油税、海外出張費、香典、見舞金、退職共済掛金、諸会費、保険料等の非課税取引確認、消費税計算書チェック

### 【飲食業の賄い料理】

飲食業等々で問題になりやすいのは、「賄い料理」です。会社が社員に食事補助する場合、月間 3,500 円（税抜）以内となっており、それ以上は給与課税で源泉税を負担してもらわなければなりません。面倒ですが、1食あたりの直接材料費平均 × 食事回数を計算し、月間 3,500 円（税抜）以内かを確認しておく必要があります。

例えば 20 日 20 食として、一食原価 187.5 円以内であれば非課税となります。ある程度論理性をもった計算のしくみと資料を作っていれば、大きな問題にはなりません。何もしていなかった場合否認されます。食事手当 10,000 円を支給し、給与課税している会社もあります。

【認定利息】・・・役員貸付金の法定認定利息（令和 4 年～令和 5 年現在：0.9%）

法人は、経済活動を常に行い、利益を追求する人格であるため、貸したのについては利息をつける必要があります。法人税法 22 条に基づき、法人の経済行為（金銭の賃貸行為）に伴う認定課税です。ひも付き融資であれば、0.01% でも上回っていれば OK。根本的な考えとしては、貸した時点で、利息の認識が必要になります。

## 中小企業の退職金と老後の資金

### 現在は4人に1人が95歳まで生きる時代

2019年に金融庁が発表した報告書に「人生100年時代には老後生活費が2千万円不足する」とあり世間を騒がせましたが元々資産形成を促す目的で出されたものです。

2千万円という数字は退職金や貯蓄額も含んだ合計を指しています。現役時代に年金の上乗せを考えることが重要でしょう。

### 中小企業の退職金は十分とは言えない

東京都を例にとると2019年の「中小企業の賃金・退職金事情(令和4年版)」では、学卒以来定年までずっと勤めたとして定年時は高卒で994万円、大卒で1091万円となっています。途中入社や中途退職の方はもっと低くなります。これは東京都の平均値ですから全国版で見るともっと低くなります。超低金利の時代に貯蓄で準備するのも難しく公的年金も目減りしていく中、自分でも準備したいところです。

### 老後の資金は何で準備するか

老後のお金に不安を感じてもほとんどの人にとってまだ遠い先の話。仕事や毎日の生活で忙しい中、新しく何かを始めるといっても投資のための口座開設、商品の選択、関連知識の勉強は後回しになりがちです。

中小企業には中退共がありますが社長や役員は加入できません。従業員は全員加入、掛け金は事業主負担です。掛け金は損金計上ですが給与からの天引きはありませんので社会保険料は変わりません。また、生命保険では養老保険もあります。養老保険は全員加入で役員は加入できますが、家族的経営の会社は利用が難しいといわれています。養老保険は保険料の半分を損金計上できますが解約時の解約返戻金は返礼率50%以上の商品は課税方法が見直されました。

### 確定拠出年金が注目される

確定拠出年金の企業型DCは、厚生年金の加入者で1名以上であればよく、社長1人でも加入できます。拠出金は月額3千円～5万5千円、掛け金は労使どちらかでもよく、会社が負担すれば損金、従業員の給与から控除すれば社会保険料控除の対象です。よって社会保険料、所得税、住民税は下がります。DCの特徴は投資商品の購入ですが運用中の利益は非課税になります。年金を受け取るときも退職金に対する優遇税制の適用があります。老後対策として始めるなら企業で加入するのは企業型DCですが個人ではiDeCoがあります。最近はDCと併用ができる場合もあります。



公的年金以外の積立  
てを何で行えるか考  
えてみましょう